

令和6年度(2024年度)第3回熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 議事録要旨

1 日 時 令和6年(2024年)10月16日(水)10時00分から12時00分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 総務委員会室

3 出席者 環境影響評価技術指針等検討委員(5名)

篠原 亮太 委員

高宮 正之 委員

棕木 俊文 委員

鄭 一止 委員

井野 静 委員

※ 以下の委員はオンライン参加(6名)

張 代洲 委員

山内 勝也 委員

飯野 直子 委員

鶴嶋 俊彦 委員

笠原 玉青 委員

青木 智佐 委員

事務局(7名)

戸澤 角充 環境推進部長

住谷 憲昭 環境政策課 課長

緒方 美治 環境政策課 副課長

西岡 良樹 環境保全班 主査

入江 恭平 環境保全班 主任技師

安永 那月 環境保全班 主任技師

田中 裕大 環境保全班 技師

株式会社エイト日本技術開発

4 欠席者 環境影響評価技術指針等検討委員(3名)

鳥居 修一 委員

柳田 紀代子 委員

川越 保徳 委員

5 次第

(1) 開会

・事務局挨拶 ・配布資料の確認 ・定足数の確認

(2) 説明

(仮称)熊本市環境影響評価技術指針の検討方針について

(3) 議事

(仮称)熊本市環境影響評価技術指針に関する以下の事項

(1)スクリーニングに関する事項について

(2)環境影響評価の参考項目について

(4) 閉会

6 配布資料

資料1	次第
資料2	委員名簿
資料3	座席表
資料4	指針の検討方針
資料5-1	スクリーニングに関する事項について
資料5-2	スクリーニングの判定基準の解説
資料6	環境影響評価の参考項目について

7 議事録(要旨)

○ 開 会

【事務局挨拶】

事務局 挨拶

【配布資料の確認】

事務局から説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要であるが、本日は委員14名中11名の出席であるため、検討委員会開催の定足数を満たしていることを報告する。

○ 説 明

【(仮称)熊本市環境影響評価技術指針の検討方針について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料4をもとに説明。

篠原会長 意見があればお願いしたい。

鄭委員 熊本県の環境影響評価では、事業を行う場所が正確に決まっていない状態で環境影響評価をしないといけない。この状態でどうしているかというと、事業を行う可能性のある場所はすべて対象として環境影響評価を行ってもらっている。例えば、川に橋をかけるとすれば、魚への悪影響を減らすため、なるべく柱を減らしたいが、いずれ川がどう広がるかわからない、どういうルートになるかわからないという中で環境影響評価をしなければならず、審査する側も難しいと感じている。条例や

指針に対象範囲などを書かれた方がよいのではないか。

事務局 熊本県の内容を詳細に把握していないため、明確にはお答えしかねるが、配慮書手続の段階で場所が確定しておらず、この範囲のなかで実施するという段階の状況と思われる。熊本市としては、候補となる場所をなるべく確定した上で、環境影響評価をしていただき、審査したいと考えている。今後、条例や規則で漏れがないか、わかりやすくできるかは検討していきたい。

篠原会長 これまで環境影響評価に関わってきた経験からすると、対象地域が決まっていない不確定な段階で持って来られたものは行政として受けられないと思う。場所が決まっていて、広く評価を行うというのは問題ないが、決まっていないことを評価するというのは審査会としても難しい。熊本市ではこういったことがないよう検討していただきたい。

事務局 熊本県の状況については確認し、市の条例ではより良い制度を構築していきたい。

○ 議 事

【(1) スクリーニングに関する事項について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料5-1、資料5-2をもとに説明。

篠原会長 それでは審議に入る。質問をお願いしたい。

井野委員 1点確認だが、スクリーニングの判定基準のところ、対象事業の種類とか規模要件があったと思うが、それはスクリーニングの判定基準の一つなのか。

事務局 対象事業の種類や規模要件に合致することで条例の対象となる。その後の条例に沿った手続において、スクリーニングの判定基準をもとに環境影響評価の要否を判断することとなる。つまり、第1回検討委員会で配布した「資料4-3熊本県及び熊本市の対象事業の種類・規模要件」は、環境影響評価の対象となる事業を示したものである。

井野委員 対象事業の種類や規模要件は、条例の対象となるかを見るということであり、その中で条例対象となるものが配慮書の手続を行い、更にスクリーニングにかけるということで理解した。

高宮委員 2点伺いたい。1点目は、熊本県もスクリーニングを導入すると決まっていたと思うが、細かい部分は規定しているのか。熊本県と熊本市は同じような進め方をしなければならないのではないのか。2点目は、事後調査は供用後の1回だけで済ませるのか。もしくは、何年かに1回行うのか。

事務局 まず、1点目の熊本県のスクリーニングの状況については、これまでに熊本県は12月議会に上程し導入を予定していると説明したが、法制部門との調整のため、今年度中の採用・導入は見送るとの回答をいただいている。しかしながら、熊本市が独自でスクリーニングを導入することは了承されており、熊本市の事務手続上は問題ないと確認済みである。2点目の事後評価については、本市では何年に1回調査をしなければならないということは定めず、事業者が提案してきた内容を審査会で確認のうえ、御意見をいただきながら、必要があれば追加の調査を求めるなどの対応をしてまいりたいと考えている。

篠原会長 熊本県については、スクリーニングを導入することは決まっているが、時期を見合わせたいと相談を受けている。次回の環境審議会で熊本県の環境局長から理由や現状を報告してもらうことになっている。

鄭委員 事後調査については、事業者が環境への影響を踏まえながら調査を検討されると思うが、それらを提案しても結果としてやらないということもあり得るのではないか。モニタリングについて法的な部分も含めてどのような対応を予定しているか教えていただきたい。

篠原会長 基本的には、市の条例の他に既存の関係法令があるので、事後調査などは行われるものと思うが、追加で事務局からあれば説明をお願いしたい。

事務局 熊本県条例の場合は、事後調査計画を作成し、それに基づいて工事中の結果や供用後の結果を熊本県に報告するようになっている。その結果、当初予定していた環境保全措置を実施しなかった場合は、事業者が環境保全措置を求めることが可能な条例となっている。熊本市の条例素案も同様の構成となっているので、事後調査結果をもって環境影響が著しいと判断される場合は、追加の環境保全措置を求めることができるものとなっている。

篠原会長 環境保全の取組が十分でない場合は、追加で対策を求めることもあり得る。最初に約束したことを守らない場合は、厳しい行政指導になると思う。スクリーニングによって環境影響評価の対象外となる一方で、やらなければ大きなペナルティがあるとしないと市民が安心できない。

棕木委員 【資料5-2】(1)の右側のスクリーニングの判定基準の解説について、赤丸が熊本市独自の設定とのことなので、国や熊本県にはこういった設定が全くないということによいか。

事務局 お見込みとおり。左側の第1種事業の判定基準は、国とは異なる整理をしており、国のスクリーニングでは事業特性と地域特性により、広く環境影響評価の要否を判断している。しかし、第1種事業に関しては、熊本市が独自に設定した建替えや既に開発が行われた地域での事業に限定してお

り、国には同じような事業を対象とした判定基準は設けられていない。

篠原会長 何度も繰り返しにはなるが、スクリーニングは環境影響評価をやらないということなので、これについては慎重にやるべきと考えており、常に改訂していく形になると思う。事務局が想定しないことも起こる可能性があるため、条例ではなく細かいところで決めていき、常時リニューアルしていくことで対処していくことが必要だと思う。

【(2)環境影響評価の参考項目について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料6をもとに説明。

篠原会長 只今の事務局の説明について意見、質問をお願いしたい。

井野委員 参考項目を熊本市独自で追加するのはよいと思うが、参考項目を追加する場合、環境要素や要因がどこでどんな形で入ってくるのか。

事務局 現在検討を進めているところだが、熊本県では6ページに挙げているように道路事業などに対して文化財の項目を入れている。本市も地域交通や緑といった項目をこのように入れていきたいと考えている。

篠原会長 参考項目に入れなかったら、環境影響評価の対象にならないということか。

事務局 参考項目として入れた場合は、原則として必ず環境影響評価が必要となる。入れなかった場合は、環境影響評価審査会などで事業ごとに個別で環境影響評価の必要性を判断することとなる。

篠原会長 事業者は、参考項目を踏まえて環境影響評価を行うため、参考項目になればやらなくていいと判断し、環境影響評価審査会でも気づかなければ環境影響評価が行われないこととなる。どんな項目でも入れておくことはできないのか。

事務局 参考項目の設定については更に検討させていただきたい。

篠原会長 5ページでは「次の場合は参考項目の選定は不要」と記載されている。事業者としては、できるだけ環境影響評価は不要としたいと考えるため、安易に項目から消してもよいものなのか。他都市で問題になってはいないのか。

事務局 熊本県の過去の実績を紹介すると、平成24年の熊本市西部環境工場の環境影響評価では、白川大水害と同規模の水害が起きても建物が壊れないように、当時参考項目に入っていなかった「災害」の項目を検討するよう求めて、項目を追加して環境影響評価が行われている。併せて、パッカー車の往来があるため、通学路の「交通安全」を検討するよう求めて、同じく環境影響評価が行われている。このように参考項目にない場合でも、審査会や住民からの意見を踏まえ項目の追加を事業者に促している。事業者から参考項目としない明確な根拠が提示されれば、参考項目に追加しない可能性もあるが、実情では将来不確実性が高いので検討するとなることがほとんどである。

篠原会長 そこまで聞くと安心する。参考項目はあくまで参考ということで、振りが利くと思われる。

事務局 御指摘のように「不要」と記載すると、事業者は行政が不要としていたものを後から審査会等で追加を求めるのはおかしいとなる可能性は十分考えられるため、「不要」という表記は文言を検討させていただきたい。

篠原会長 熊本市で事業を行う者は、熊本市の環境影響評価を十分読み込んでこられるので、表記の検討をお願いしたい。

高宮委員 新しく加えた「地域交通」や「緑」は、スクリーニングの判定基準には入っているのか。

事務局 スクリーニングの判定基準に直接入っているものではないが、参考項目として設定した場合には、その影響について配慮書手続で事業者が見解を示すこととなるため、審査会においてはこれをもとに環境影響の程度などを踏まえて判断することになる。

高宮委員 参考項目に新しく追加し、評価基準になるのであれば、スクリーニングの具体例のところに入れた方がわかりやすいのではないか。

事務局 参考項目に対して環境影響がどの程度かというのがスクリーニングの要否の判断になる。

山内委員 4ページの表について、建設機械の稼働に関して低周波音が参考項目として入っていない事情はあるのか。15ページに今後の検討の仕方を示しているが、新規の項目だけではなく、既存の項目についても、環境要素の区分等について専門の委員から要否の意見をもらった方がよいのではないか。

事務局 国の参考項目にも低周波音が設定されていないため、熊本県も設定していないものと思われる。基本的に建設機械の稼働というのは人間の耳に聞こえる音を対象とするので、20ヘルツ以上の騒音を対象としていると考えられる。一方、太陽光発電や風力発電の施設については、低周波音が含まれており、熊本県の技術指針でも項目別に騒音と低周波音の使い分けがされている。建設機械の稼働で、一般のバ

ックハウとは異なる機械が使用される、低周波音が高い機械の使用が想定される場合は、意見を述べることで追加は当然可能だが、通常の機械であれば聞こえる音を対象にしているので、低周波音は対象としていない。

山内委員 個別の各論として、専門領域においてはある程度類推できるが、確認や専門外の部分に関しては、抜けている部分が見えない。そういった参考項目の選定の議論はどのように進めるのか。

事務局 本検討委員会には、各分野の専門家の方にご所属いただいている。皆様には、一つ一つの項目について専門的な知見でご確認いただき、国や県では参考項目に設定していないが、本市の地域特性などを踏まえ、この項目の環境影響評価が必要ではないかというような御意見をいただきたいと考えている。

山内委員 15ページに今後の検討イメージとあるが、新たな影響要因や環境要素に限らず検討されるということか。

事務局 そのとおりである。

張委員 参考項目の位置付けはどのように考えればよいか。どういう基準やレベルなら必要というイメージが付きにくい。あくまで参考ということなら、かなり曖昧な感じがする。導入には反対しないが、どのように判定に影響して、どういう評価をするかについて教えていただきたい。

事務局 15ページに今後の検討イメージを示しているが、地域交通、緑、風害、電波障害について、対象事業ごとに参考項目の追加の必要性を取りまとめていきたいと考えている。先程の6ページの表で示したとおり、影響要因と環境要素のそれぞれの区分の項目を整理していく予定である。次回、整理結果をお示しいたぎと考えている。

篠原会長 6ページでは「粉じん等」と記載されており、この「等」というのは非常に曖昧で気になる。「等」を使わないと表現しにくいのか。

事務局 資料4の6ページに参考手法の例を挙げている。調査すべき情報として、調査内容が細分化されていて、例えば、地下水の中で水位流向等としているが、実際は周辺の湧水や帯水層の位置、周辺の取水状況、利水状況、また、その水質状況等、調査項目が非常に多くなる。それを全てここに記載すると、マトリクス表としては見づらくなるため「等」という表現で留めておいて、細かい部分は6ページの左側にあるように、具体的な調査すべき情報として項目を複数挙げることとなる。

篠原会長 マトリクス表としてはそれでよいと思うが、欄外に表現すべきではないか。

事務局 マトリクス表では、表記の限界があり、それについては参考手法で細かく定めているので、技術指針に明記して、事業者並びに市民の皆様が確認できるようにしたいと考えている。

篠原会長 これは大事で重要なことだと思う。こういう書き方をすると「等」という表現は分からないという意見もあると思うので、先程の説明のように答えればいいと思う。

飯野委員 次回以降に、ポジティブアセスメントで検討することかもしれないが、追加項目に風害がある。これは、ビル風をイメージしていると思うが、ヒートアイランドを緩和してくれる風の道という考え方もできると思う。風はマイナス面だけではなくて、プラス面でも都市づくりに活かせるといった考え方もあるので、そのような点も検討されるのか確認させていただきたい。

事務局 評価の基準として風害を採用している自治体は、基本的にはビル風のような強風によって市民に影響を生じさせないというところで、最大風速や平均風速から快適性を求めることを評価している。風の道によってヒートアイランドを抑制する効果というものは、これまでの知見としては把握できていない。具体的な評価手法としては確立されていないが、都市部の風が抜けることによって抜けた風は強くなるが、そこに人が生活や活動を行うような場所がないという場合は、ヒートアイランドの緩和につながるような審査結果を付していただくことで、プラスのポジティブな評価になると思われる。

飯野委員 建替え等のときに配置等を工夫することで、川からの良い風の道ができたりすればという視点を持ってアセスができていくと、全体として市の環境が良くなると思ったので確認させていただいた。

棕木委員 スライド15ページの赤字で書いてある追加項目は、横並びで見た時にグループの中で緑だけが違って見える。例えば、渋滞・風害・電波障害は、ネガティブなもので、現状、既に問題となっているようなものである。しかし、緑はポジティブアセスメントの要素が強いのもかもしれないが、緑を増やすことで、例えば、将来的には、倒木の問題や害虫の発生助長等といったこともあろうかと思う。緑の部分だけがポジティブなイメージがあって、現状の問題には触れられていないようなイメージだが、事務局としてはどういうイメージでこの緑の部分を考えているのか聞きたい。

事務局 緑については、他自治体が採用していて、本市の緑も減っているという中で施策と整合を図るために追加することとしている。ただし、害虫の問題等あるので、その部分は緑の質というところで、現況の緑の状況を調査し、周りの在来種を用いた緑化を図るとか、外来種一辺倒であるとか、単なる西洋芝だけの緑地は多様性がないなどという視点で評価する。これまでの緑化はそこまで求めてこなかったが、アセス対象規模になると、周辺との接続で山と建物がいきなり切り替わるのではなく、緩衝帯として在来種を含んだ緑地を設けるなど、より良い緑化を求めることができるのと同時に、このような場合にプラスの影響として評価できるということを勘案して項目に追加している。

棕木委員 了解した。色々なポテンシャルがあると思うので検討いただければと思う。

事務局 森や緑を保全するというポジティブな面を前面に考え、森の都を推進する部署と協議しながら、基本計画と照らし合わせ進めていこうと考えている。害虫等、何らかのマイナスが生じるという面も今後視野に入れて、関係部局とも話し合いながら考えていきたい。

井野委員 次回、予測の手法や指針の細かい部分に入ると思う。その前に庁内検討会議等があると思うが、その段階で是非上げて欲しいことが2つある。1つは環境影響評価の中の予測、2つ目は事後調査についてである。1つ目は、特に生物分野は、不確定な条件が多い中で予測をしないといけないという点で大変ではある。最近、調査した範囲にAという種があるが、周辺にもたくさんあるので、ここで事業をやったとしてもこのAという種類には全く問題がないという予測が散見される。生物の環境評価をする最も大事なことは、ノーネットロスの考え方で、網からこぼれ落ちる自然がなるべくないようにする、絶滅しないからよいのではなく、質と量ともに減少を防ぐことが大事だと思うので、予測にあたってはノーネットロスの観点をに入れて欲しい。予測をする場合は、事業が起こるその地域の事前の現状をいかに知っているかということと、予測する人材の技術力や経験値に困ってしまうところもあるが、バタフライエフェクト、予測のつかない効果をどの位まで予測を入れ込んでいって、レベルの高い予測をするかというのが大事である。例えば、丘陵地の尾根に風力発電を作る場合に、尾根を1～2キロ伐採する。そうすると、林内が乾燥するので、林への処理をしよう、マント群落を作ろうという保全対策を一般的に考えるとと思う。しかし、ここでもし事前に、例えば、その地域は鹿が多い地域だということを知っていたら、それと同時に、せっかくのマント群落が鹿に食べられないように、鹿柵を併用する等というところまで予測の段階で入れ込める。予測にあたっては、1年2年なりの現状の調査だけでなく、長くずっと今まで積み重なった現状自体が地域でどうなっているのか、生物がどうなっているのか等というものも総合的に勘案して、なるべくレベルの高い予測をする、バタフライエフェクトをどの位まで考えてあげられるかというその2つは、自然分野の予測に関してはポジティブアセスメントに直結してくる話だと思うので、お願いしたい。

2つ目に事後調査に関してだが、よくあるのはAという種類が道路に引っかかる。このAという種類を調査地の周りに10個移植するとし、事後調査で10個移植を確認したことにより、保全対策は完全になし遂げられている、地域の保全は安泰だという報告書も散見される。ノーネットロスの考えに照らし合わせると、例えば、その10個体が逆に増えた場合、減った場合、その周辺がまた別の事業でつぶされそうになった場合、そういった場合のフィードバックをきちんと反映させて、それプラス、アダプティブマネジメント、順応的管理、例えば、更にもう少し引っ越しをさせる等、どこまで事業者が責任を持つかということにも関連すると思うが、そのフィードバックとアダプティブマネジメント、この2つは、ただ事後調査して、そのとおり数があったからよいということではなく、フィードバックして順応的管理をしていくということも、事後調査の中に入れて、より熟度の高い事後調査をお願いしたい。先程の鹿の例は、例えば、予測の段階で鹿柵を入れられなくても、事後調査のときに、マント群落が鹿に食べられて創出されていないとな

った場合は、その情報をフィードバックして、鹿柵を追加していくことで、予測の段階で漏れたとしても、保全対策として最終的な出来上がりは同じになる。予測のレベルと事後調査、その2点に関しては、次回具体的な手法に関しての指針を話し合う前に、庁内なり事務局のほうで揉んでもらい、適切な文言等を、ポジティブアセスメントの観点から入れていただければと思う。

事務局 先程のノーネットロスの点については、川辺川の方でも生物調査が多数あり、非常に難しい問題だと思っている。例えば、道路、ダムによって生物の渡り道が分断され、それでトンネルを作ってそこを行き来させるなどの対応も全国の各自治体では事例がある。本市においても、こういった手法が適切なのか、より具体的で積極的に取り組むことができるかを検討し、その成果がポジティブとして評価できるような制度を構築していきたいと考えている。

篠原会長 刻々と変わっていくというのが環境の宿命だと思う。変わっていく環境を事前に正確に捉えるというのは、なかなか難しいところではあるが、最大限できることは、全部取り入れていくということがこのアセスメントの重要なところである。検討をお願いしたい。

篠原会長 それでは、本日予定していた検討会の審議は全て終了したので、あとは事務局にお返しする。

○ 閉 会

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。第4回検討委員会を12月下旬に予定している。開催通知は、別途送付する。これをもって令和6年度第3回検討委員会を閉会する。